時間外労働及び休日労働に関する協定書

(使用者側) ○○タクシー株式会社代表取締役 ○○○○

(以下「甲」という。)と

○○タクシー株式会社労働者代表 ○○○○

(労働者側) 又は

○○タクシー労働組合執行委員長 ○○○○

は、労働基準法第36条第1

項の規定に基づき、労働基準法に定める法定労働時間(1週40時間、1日8時間)を超える労働及び変形労働時間制の定めによる所定労働時間を超える労働時間で、かつ1日8時間、1週40時間の法定労働時間又は変形期間の法定労働時間の総枠を超える労働(以下「時間外労働」という。)並びに労働基準法に定める休日(毎週1日又は4週4日)における労働(以下「休日労働」という。)に関し、次のとおり協定する。

第1条 甲は、時間外労働及び休日労働を可能な限り行わせないよう努める。

第2条 甲は、就業規則第 $\bigcirc\bigcirc$ 条の規定に基づき、必要がある場合には、次により時間外労働を行わせることができる。

		業務の種類	従事する 労働者数 (満18歳 以上の者)	延長することができる時間		
	時間外労働をさせる必要 のある具体的事由			1日	1 箇月	1年
① 下記②に該当 しない労働者	季節的繁忙及び顧客の需要に応ずるため	自動車運転者(タクシー)	20人	5 時間	4 5 時間	360時間
	一時的な道路事情の変化等 に対処するため					
	季節的繁忙及び顧客の需要 に応ずるため	運行管理者	3人	5時間	4 5 時間	360時間
② 1年単位の 変形労働時間 制により労働 する労働者	予期せぬ車両トラブルに対 処するため	自動車整備士	3人	3 時間	4 2 時間	320時間
	月末の決算業務	経理事務員	5人	2 時間	20時間	200時間

2 自動車運転者 (タクシー) については、前項の規定により時間外労働を行わせることによって「自動車 運転者の労働時間等の改善のための基準」 (以下「改善基準告示」という。) に定める1箇月についての 拘束時間及び1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の 限度をもって、前項の時間外労働時間の限度とする。 第3条 甲は、就業規則第 $\bigcirc\bigcirc$ 条の規定に基づき、必要がある場合には、次により休日労働を行わせることができる。

休日労働をさせる必要の ある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数 (満18歳以上の者)	労働させることができる休日並びに 始業及び終業の時刻
季節的繁忙及び顧客の需要に 応ずるため	自動車運転者(タクシー)	2 0人	 ・法定休日のうち、2週を通じて1回 ・始業時刻 午前 9 時 00 分 ・終業時刻 午後 11 時 00 分
季節的繁忙及び顧客の需要に 応ずるため	運行管理者	3人	 ・法定休日のうち、4週をて通じ2回 ・始業時刻 午前 9 時 00 分 ・終業時刻 午後 11 時 00 分

- 2 自動車運転者 (タクシー) については、前項の規定により休日労働を行わせることによって、改善基準告示に定める 1 箇月についての拘束時間及び 1 日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の休日労働の限度とする。
- 第4条 通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴う臨時的な場合であって、次のいずれかに該 当する場合は、第2条の規定に基づき時間外労働を行わせることができる時間を超えて労働させること ができる。

	臨時的に限度時間を超 えて労働させることが できる場合	業務の種類	従事する 労働者数 (満18歳 以上の 者)	1 目	1 億		1年
				延長する ことができ る時間数	限度時間 度時間 だって でる 数 で数	延と時間 ない とが は とが 間 労働 体 日 労働 数	延長する ことができ る時間数
① 下記②に 該当しな い労働者	突発的な繁忙及び顧客 の需要に応ずるため	運行管理者	3人	7時間	4 回	6 0 時間	550時間
	予算、決算業務の集中	経理事務員	5人	6 時間	3回	5 5 時間	450時間
② 自動車の運 転の業務に 従事する 労働者	鉄道やバス等の遅延に よる突発的な顧客の需 要に対処するため	自動車運転者(タクシー)	20人	6時間	8回	7 5 時間	750時間

2 前項の規定に基づいて限度時間を超えて労働させる場合の割増率は<u>35</u>%とする。 なお、時間外労働が1箇月60時間を超えた場合の割増率は50%とする。 3 第1項の規定に基づいて限度時間を超えて労働させる場合における手続及び限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置については、次のとおりとする。

・労働者代表者に対する事前申し入れ
 ・労働者代表者に対する事前申し入れ
 ・対象労働者への医師による面接指導の実施
 ・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めた取得の促進・職場での時短対策会議の開催

- 4 自動車運転者 (タクシー) については、第1項の規定により時間外労働を行わせることによって改善 基準告示に定める1箇月についての拘束時間及び1日についての最大拘束時間の限度をこえることと なる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、第1項の時間外労働の時間の限度とする。
- 第5条 第2条から第4条までの規定に基づいて時間外労働又は休日労働を行わせる場合においても、自動車 運転者 (タクシー) 以外の者については、各条により定める時間数等にかかわらず、時間外労働及び休 日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月 までを平均して80時間を経過しないこととする。
- 第6条 甲は、時間外労働を行わせる場合は、原則として、前日の終業時刻までに該当労働者に通知する。 また、休日労働を行わせる場合は、原則として、2日前の終業時刻までに該当労働者に通知する。
- 第7条 第2条及び第4条の表における1年の起算日はいずれも \bigcirc 年 \bigcirc 月 \bigcirc 日とする
 - 2 本協定の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日とする。

○ 年 ○ 月 ○ 日

(労働者側)	又は	○○タクシー株式会 ² 労働者代表 ○○	•	印
(7) (2) (2)		○○タクシー労働組 執行委員長○○		印
(使用者側)		○○タクシー株式会代表取締役	社	ÉN